

今月は

# キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」

主に106万円の壁対策として

6カ月以上勤務していた方⇒時給UPや労働時間延長により「新たに」社会保険に加入した場合

## (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など)	1年目 <b>20万円</b>
② 賃金の15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 <b>20万円</b>
③ 賃金の18%以上を増額	3年目 <b>10万円</b>

## (2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	-	<b>30万円</b>
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

### ◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。  
※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

※2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の適用となった労働者が対象です。

## 手当等支給メニューの注意点

- ①保険料負担相当分上限の「社会保険適用促進手当」を追加支給。
- ②「社会保険適用促進手当」は保険料の算定対象にいれなくてもいい(2年間)  
※ただし、他の制度(税金や、割増賃金の計算の基礎など)には含まれる

## (3)併用メニュー

1年目「手当等支給メニュー」 2年目「労働時間延長」 ⇒合計50万円

まずは、キャリアアップ計画の作成から！ 詳しくは当事務所まで

### <事務所より>

先日、郡山市内の高校で「ワークルールセミナー」をしてきました。高校生なので、社会にでる実感がまだないように思いましたが、労働法や社会保障について知っておいてほしいことや、法律で守られていることについて、お話をさせていただきました。何か1つでも心に残っていてくれたらと思います。2月の年金相談日は「1、8、15、20、22、27、29日」です。ご迷惑をお掛けしますが、よろしく願いいたします。



えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地 ☎ 0247-82-6265  
<https://www.eto-srgs.com/> Mail: info@eto-srgs.com